

さばえ型地域通貨ハッピー規約

第1条（名称）

さばえ型地域通貨 happy（ハッピー）

この地域通貨が流通することにより、人々が少しでも「happy」になれることを願い、通称「ハッピー」と称します。

第2条（目的・理念）

ハッピーは、ボランティア・環境活動・まちづくり活動等に参加された方々への「ありがとう」の気持ちとして発行します。地域の人々のコミュニケーションツールとして流通させることにより、市民活動団体・活動参加者・地域商店街・事業所など地域内での交流・経済循環として地域の活性化を図ることを目的とします。

第3条（ハッピー関係団体等）

ハッピーは、下記の団体により循環させるものとし、

協賛活動団体・協賛加盟店は事前にハッピープロジェクト委員会へ登録手続きすることにより、ハッピー活動に参加できるものとします。

ハッピー活動への参加登録は1年ごとの更新とします。（ただし、申出がない限り自動更新とします）

- ・ 管理, 交付, 換金, (特)さばえ NPO サポート ハッピープロジェクト委員会
- ・ 事業, 発行, 協賛活動団体
- ・ 協賛, 受入, 協賛加盟店

第4条（管理・交付）

ハッピーは、ハッピープロジェクト委員会が管理することとし、各種協賛活動団体へ交付します。

ハッピープロジェクト委員会は、(特)さばえ NPO サポート理事会を通しハッピー活動運営上の判断をすることとします。

第5条（ハッピーの種類）

ハッピーは、1、10、100、の3種類の単位とし、それぞれ同額の円との交換により、ハッピープロジェクト委員会から各種協賛活動団体へ交付します。

第6条（ハッピー活用の判断）

ハッピーは、ボランティア活動・環境活動・まちづくり活動等に参加された方々へ「ありがとう」の気持ちとして発行するものとし、その活動内容が、ハッピー活動に相応しい内容で在るか否かの判断は、交付時にハッピープロジェクト委員会が判断することとします。

ハッピーを発行する各種協賛活動団体は、第2条（目的・理念）を理解した上で責任あるハッピー活用を行うものとします。

第7条（ハッピー事業 発行）

各種協賛活動団体は、ボランティア活動・環境活動・まちづくり活動等の活動・事業に参加された方々へ、「ありがとう」の気持ちとして、ハッピーを発行します。

第8条（ハッピー協賛 受入）

協賛加盟店は、第2条（目的・理念）を理解した上でハッピー活動にスポンサーとして協賛登録（年会費）すると共に、各事業所でのハッピー受入・活用をします。

第9条（協賛加盟店での利用）

各種活動で発行されたハッピーは、ハピーステッカーのある協賛加盟店にて、1ハッピー当たり1円として使用できるものとします。

第10条（ハッピー換金 両替）

登録協賛加盟店とハッピープロジェクト委員会との間でのみ、ハッピーを円に換金できるものとします。

（換金時に一部(10%)を維持管理・協力金とします）

ハッピーの両替は、協賛加盟店に限り、同等額面で、(特)さばえNPOサポート事務局にて応じます。

第11条（ハッピーの無効 再交付）

ハッピーは、ハッピー印の無いものや汚損、損傷その他の理由により、模様および文字の認識が著しく困難なものまたは2分の1を超える部分が残存していないものは、無効とします。

ハッピーは、いかなる理由においても再交付されないものとします。

第12条（ハッピーの有効期間）

ハッピーの有効期間は、ハッピープロジェクト委員会が定めるものとし、ハッピープロジェクト終了半年以上前に関係各所に告知し、ハッピー所有者に対して不利益とならぬよう配慮することとします。

第13条（ハッピー規約）

この規約の内容変更・追加等のある場合は、(特)さばえNPOサポート理事会を経て、ハッピープロジェクト委員会が修正することとします。